



発行 東京都

目次

98

条 例

- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…二
- 東京都立食品技術センター条例を廃止する条例……………（同）…二
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…二
- 東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…三
- 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例……………（総務局）…三

条例のあらまし

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第九五号）

- 一 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇年法律第九五号）の施行による漁業法（昭和二四年法律第二六七号）の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和二年二月一日ほかから施行します。

●東京都立食品技術センター条例を廃止する条例（条例第九六号）

- 一 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターへの統合に伴い、条例を廃止

します。

- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第九七号）

- 一 警視庁神田警察署の位置を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において東京都公安委員会規則で定める日ほかから施行します。

●東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九八号）

- 一 東京消防庁臨港消防署、東京消防庁大森消防署及び東京消防庁深川消防署の管轄区域を変更します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例（条例第九九号）

- 一 今後の新型コロナウイルス感染症の感染の再拡大を見据え、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるため、都及び都民等の具体的責務等を規定します。

（一）都の責務及び取組

- ア 患者等が療養に専念することができるよう、施設の確保等環境の整備について、都の責務を定めます。
- イ 集客施設等を患者等が利用していた場合、施設の名称等を公表することができる規定を設けます。

（二）都民等の責務

- ア 患者等に対し、知事等の求めに応じて、医療機関に入院し、宿泊療養施設に入所し、又は自宅等において療養し、みだりに外出しない努力義務を課します。
- イ 患者等に対し、知事等の求めに応じて、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要な調査に協力する努力義務を課します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

### 条 例

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都条例第九十五号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表十一の項中ニを削り、同項ホ中「第三十二条」を「第二十三条」に改め、同項中ホをニとし、同項へ中「第三十二条」を「第二十三条」に改め、同項中へをホとし、同項に次のように加える。

へ 家畜改良増殖法第二十四条の 規定に基づく家畜人工授精所の 開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許 可申請手数料	五千七百円	許可申 請のと き。
---	----------------------	-------	------------------

別表十四の項中ト及びチを削り、同項へ中「第三十六条第一項(同条第四項)」を「第八十八条第一項(同条第五項)」に改め、同項中へをチとし、同項ホ中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項中ホをトとし、同項ニ中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項中ホをトとし、同項ハ中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項中ハをホとし、同項ロ中「第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「第七十二条第六項」に、「漁業権」を「団体漁業権」に改め、同項中ロをニとし、同項イ中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同項中イをハとし、同項にイ及びロとして次のように加える。

イ 漁業法第五十七条第一項の規 定に基づく五トン以上の漁船を 使用して行う漁業に係る漁業の 許可の申請に対する審査	五トン以上の漁船を使 用して行う漁業に係る 漁業許可申請手数料	二千九百円	許可申 請のと き。
ロ 漁業法第五十八条において準 用する同法第四十七条の規定に 基づく五トン以上の漁船を使用 して行う漁業に係る漁業許可の 変更の許可の申請に対する審査	五トン以上の漁船を使 用して行う漁業に係る 漁業許可変更許可申請 手数料	二千四百円	許可申 請のと き。

#### 附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、別表十一の項の改正規定は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十一号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都立食品技術センター条例を廃止する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都条例第九十六号

東京都立食品技術センター条例を廃止する条例

東京都立食品技術センター条例(平成二年東京都条例第六十一号)は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十七号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一警視庁神田警察署の項位置の欄を次のように改める。

千代田区神田錦町三丁目三番地二

別表第一警視庁四谷警察署の項管轄区域の欄中「若葉町一丁目」を「若葉一丁目」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において東京都公安委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第一警視庁四谷警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十八号

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁の設置等に関する条例（昭和三十八年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表東京消防庁臨港消防署の項管轄区域の欄中

中央区のうち、東京消防庁京橋消防署及び東京消防庁日本橋消防署の管轄区域以外の区域  
大田区のうち、令和島一丁目、令和島二丁目  
江東区のうち、海の森一丁目から海の森三丁目まで、中央防波堤外側その一埋立地、中央防波堤外側その二埋立地

を

中央区のうち、東京消防庁京橋消防署及び東京消防庁日本橋消防署の管轄区域以外の区域

に

改め、同表東京消防庁大森消防署の項管轄区域の欄中「ふるさとの浜辺公園」の下に「

令和島一丁目、令和島二丁目」を加え、同表東京消防庁矢口消防署の項管轄区域の欄中

「、東京消防庁臨港消防署」を削り、同表東京消防庁深川消防署の項管轄区域の欄中

「青海四丁目まで」の下に「、海の森一丁目から海の森三丁目まで、中央防波堤外側そ

の一埋立地、中央防波堤外側その二埋立地」を加え、同表東京消防庁城東消防署の項管

轄区域の欄中「東京消防庁臨港消防署及び」を削る。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十九号

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例（令和二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十五条とし、第五条から第十一条までを三条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の三条を加える。

（体制の整備等）

第五条 都は、新型コロナウイルス感染症の検査（検体の採取を含む。以下単に「検査」という。）を円滑に行うことができるよう、検査の実施体制の整備に努めるものとする。

2 都は、患者等（新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十項に規定する者をいう。）及び無症状病原体保有者（同条第十一項に規定する者をい

う。)をいう。以下同じ。)に必要な医療を安定的に提供できるよう、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するとともに、必要な医療用資器材等の備蓄及び整備に努めるものとする。

3 都は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、患者等が療養に専念することができるよう、施設の確保等環境の整備に努めるものとする。  
(情報の提供等)

第六条 都は、都民が自ら新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止のための対策を適切に講ずることができるよう、新型コロナウイルス感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報並びに新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止に係る施策に関する情報の提供に努めるものとする。

2 都は、患者等が、多数の者の利用する施設を利用し、又は多数の者の参加する催物等に参加していたことが判明した場合で、新型コロナウイルス感染症を当該患者等から他人に感染させるおそれのある期間に当該患者等と接した者を把握できおらず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要があるときは、都民が検査を受ける等の行動をとることができるよう、当該施設又は催物等の名称、当該利用又は参加の時期その他の新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な情報を公表することができる。ただし、当該情報の公表に当たっては、個人情報保護の保護に留意しなければならない。

3 都は、前二項の目的を達成するため、新型コロナウイルス感染症の発生状況、検査の実施状況、病床稼働状況等の把握について、特別区又は保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)の長、医療機関等の協力を求めるものとする。  
(都民等の感染拡大防止措置)

第七条 都民は、本部設置期間において、知事又は特別区若しくは保健所設置市の長の求めに応じて、必要な検査を受けるよう努めなければならない。

2 患者等は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の観点から、本部設置期間において、知事又は特別区若しくは保健所設置市の長の求めに応じて、医療機関に入院し、宿泊療養施設に入所し、又は当該患者等の居宅等において療養し、みだりに外出しないよう努めなければならない。

3 患者等は、本部設置期間において、知事又は特別区若しくは保健所設置市の長の求めがあったときは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、本部設置期間において、知事又は特別区若しくは保健所設置市の長の求めがあったときは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要な調査に協力するとともに、当該事業者と関係があり、かつ、感染のおそれのある者に対して検査への協力を促すよう努めなければならない。

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

行 東 京 都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円

三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

